

指定通所介護

指定通所介護相当サービス

マウントバード デイサービス大日 運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社マウントバードが運営するマウントバード デイサービス大日（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護並びに指定通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護又は要支援の状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の従業者は、可能な限り利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 マウントバード デイサービス大日
- (2) 所在地 千葉県千葉市花見川区大日町1386-1

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業者の従業者の管理及び業務の管理を行う。

- (2) 生活相談員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で1名以上（管理者と兼務）
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画の作成と実施に責任を持ち、サービスの提供方法について十分な説明を行い、記録する。

- (3) 機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、看護師、准看護師等が利用者に必要な機能訓練を行なう。また、必要な記録をする。

- (4) 介護職員 営業日ごとに利用者の数が15人までは1人以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保する。

介護職員は、通所介護計画を生活相談員と共に作成し、通所介護計画に沿って、利用者に必要な介護を行う。また、必要な記録をする。

- (5) 看護職員 営業日ごとに1名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。また、必要な記録をする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時迄とする。
サービス提供時間 午前10時から午後4時迄とする。
- (3) 利用者定員 20名（指定介護予防通所介護及び指定通所介護相当サービスも含む）

第6条（事業の内容）

事業の内容は次の通りとする。

- (1) 生活指導・相談援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助・見守り等）
- (4) 機能訓練（日常動作訓練・筋力強化）
- (5) 送迎
- (6) 入浴
- (7) 食事の提供
- (8) 介護方法の指導

第7条（指定通所介護等の利用料等）

指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（指定通所介護相当サービスの場合は、千葉市長の定める第1号事業に要する費用の額）とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額（指定通所介護相当サービスの場合は、千葉市長の定める第1号事業に要する費用の額）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、介護報酬告示上の額（指定通所介護相当サービスの場合は、千葉市長の定める第1号事業に要する費用の額）との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食事提供（おやつ代含む）に要する費用
 - (2) オムツ代
 - (3) 通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。
 - (4) 前項に掲げる介護以外のサービス利用に係わる費用は、別途徴収するものとする。
- 4 前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、花見川区（朝日ヶ丘、天戸町、内山町、宇那谷町、柏井、柏井町、犢橋町、こてはし台、作新台、さつきが丘、三角町、武石町、千種町、長作町、長作台、西小中台、畠町、花見川、み春野、宮野木台、横戸町、横戸台）、稲毛区（長沼町、長沼原町、宮野木町、園生町、山王町、六方町）、若葉区（みつわ台、都賀の台）、八千代市（大和田、高津、高津東、八千代台）とする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

- 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2 利用者は事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
 - 4 その他この規程に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については、契約書並びに重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第10条（緊急時等における対応方法）

指定通所介護等の提供を行なっている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡するなどの必要な措置を講ずることとする。

第11条（非常災害対策）

非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第12条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第13条（苦情処理）

利用者やその家族及び居宅介護支援事業所からの従業者についての苦情には、迅速かつ適切に対応すると共に、改善を要する場合には、速やかに処置を講ずるものとする。

第14条（個人情報の保護）

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第15条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第16条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（身体拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第18条（その他事項）

事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設け、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、株式会社マウントバード

と、施設長、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

(附則)

本運営規程は、平成26年1月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

本運営規程は、一部改正し、令和6年4月1日から施行する。